

AEO輸出入者に係る制度の改善

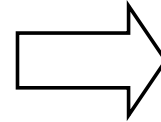
簡易申告制度の概要

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸入者(AEO輸入者)については、貨物の到着前の申告・許可とともに、輸入(引取)申告と納税申告を分離して、納税申告前の貨物引取りが行える制度。

1. 輸入(引取)申告事項の見直し

現行

輸入(引取)申告については、通常の輸入(納税)申告に係る申告事項のうち、納税に係る申告事項を除いた事項を申告。



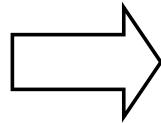
今回答申

積荷目録に関する詳細情報を活用できるよう、輸入(引取)申告事項を簡素化。

2. 引取担保の見直し

現行

税関長に対し、輸入しようとする貨物に係る関税等に相当する額の担保を提供しなければならない。



今回答申

特例輸入者の財務状況等を勘案し、必要な場合のみ税関長が提供を求めることができることとする。

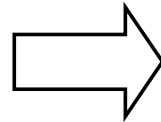
特定輸出申告制度の概要

貨物のセキュリティ管理と法令遵守の体制が整備された輸出者(AEO輸出者)については、貨物がどこにあっても輸出申告を行い、許可を受けること等ができる制度。

適用対象貨物の拡大

現行

特定輸出申告については、加工再輸入減税制度(関税暫定措置法第8条)等は適用されない。



今回答申

特定輸出申告について、加工再輸入減税制度(関税暫定措置法第8条)等を適用できるようにする。